令和２年４月１日付け組織改正に伴い、

市役所の課の名称や配置を一部変更します

■問／管財課　☎535－1140

市役所本庁舎フロアマップ

青字…課の名称や配置に変更あり。

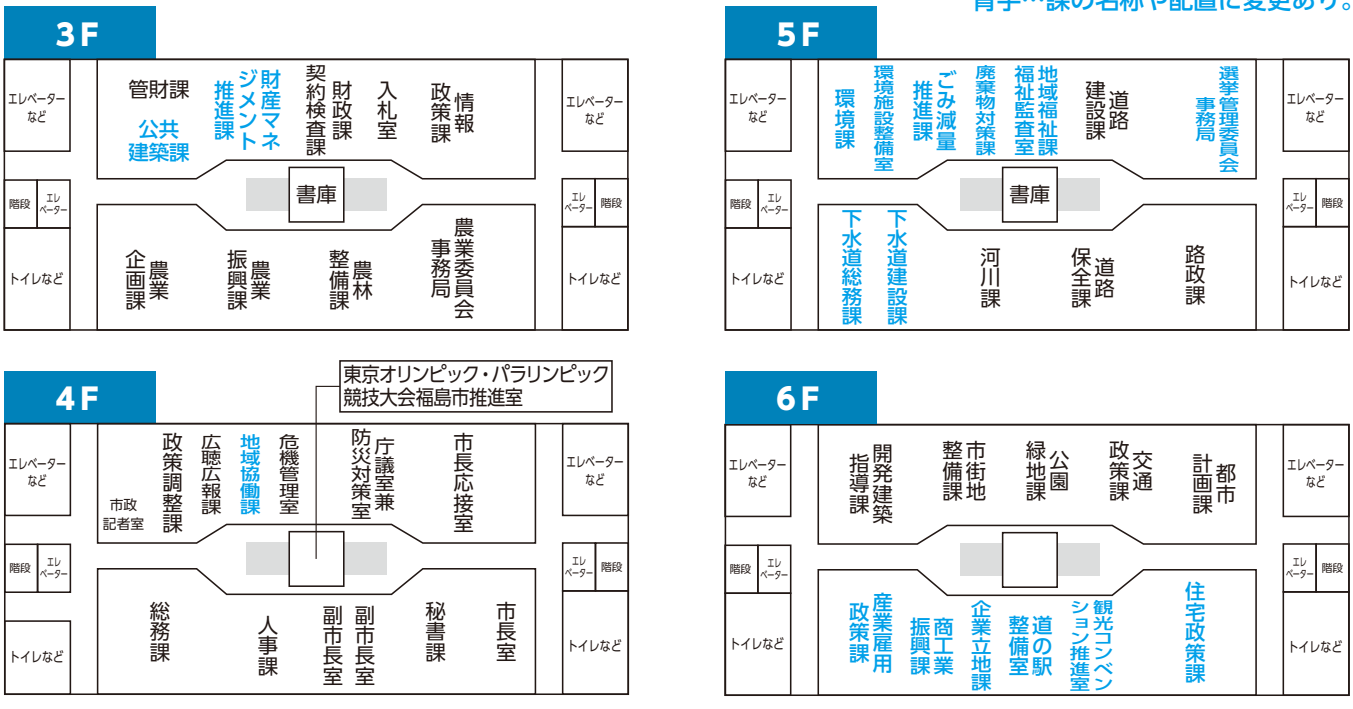

保健福祉センター（森合町）フロアマップ

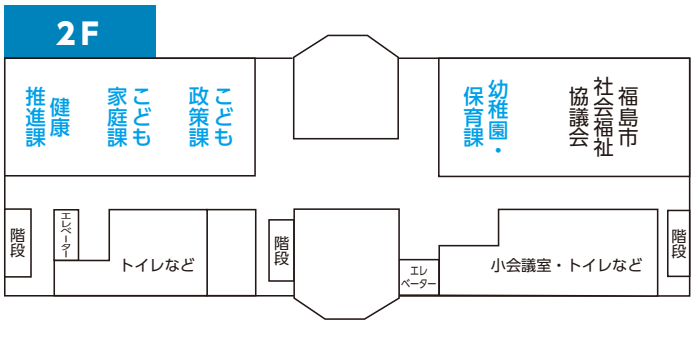

【新設される課と主な配置の変更】

●市役所本庁舎
- 「財産マネジメント推進課」「公共建築課」　３階（新設）
- 「環境課」「環境施設整備室」「ごみ減量推進課」　６階南側→５階北側
- 「選挙管理委員会事務局」　５階西側→５階東側
- 「下水道総務課」「下水道建設課」　５階北側→５階南側
- 「住宅政策課」　６階（新設）

●保健福祉センター
- 「こども家庭課」　２階（新設）

4月1日より実施します

市の公共施設における受動喫煙防止対策方針を定めました

４月１日より、改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための取り組みが強化されます。市の公共施設でも「福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針」を定め、受動喫煙防止対策に取り組みます。

■問／人事課　☎563－5052

敷地内禁煙

①学校や行政機関の庁舎など
小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、市役所本庁舎、支所・出張所、男女共同参画センター、保健福祉センター、消防本部、消防署　など

②①以外の施設
学習センター、図書館、クリーンセンター、こむこむ、体育館　など
※①・②は施設の駐車場などの屋外部分も含む。

③屋外施設（遊具がある施設または周りに子どもがいる場合）
新浜公園、荒川桜づつみ河川公園　など

指定された喫煙場所以外は禁煙

公設地方卸売市場、吾妻地区多目的休憩施設（吾妻の駅ここら）、四季の里農園レストランの区域、斎場、つちゆロードパーク

※施設の屋外に設置された喫煙場所以外は禁煙になります。

喫煙するときは周りに十分な配慮が必要

遊具がない、かつ周りに子どもがいない屋外施設（地区農村広場、荒川運動公園など）、個人の居住スペース（市営住宅）

※できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するなどの配慮が必要です。